

新型コロナウイルスの対応について（第 28 報）

2021 年 5 月 17 日

緊急事態宣言の対象拡大について

政府は 5 月 14 日、北海道、岡山および広島において、緊急事態宣言を 5 月 31 日までの期間、また、群馬、石川および熊本に対しては、まん延防止等重点措置を 6 月 13 日までの期間発令することを決定しました。

当社は、今回の決定を受け新たに岡山支店および、九州支店で業務等を継続することを前提とした在宅勤務を実施します。

【在宅勤務実施期間】

- ・名古屋本社 5 月 31 日まで
- ・東京地区 5 月 31 日 //
- ・札幌支店 5 月 31 日 //
- ・岡山支店 5 月 31 日 //
- ・九州支店 6 月 13 日 //

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。